

福 福 第 1 4 4 号
令和 4 年 7 月 8 日

関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課長

新給与システム稼働に係る財形貯蓄の取扱いについて

新給与システムについては令和4年7月19日から稼働開始しますが、財形貯蓄の取扱いについては次のとおりですので、関係職員に対して周知願います。

記

1 現在、財形貯蓄を行っている場合

令和4年8月支給給与から、新給与システムでの財形貯蓄給与控除を行います。

現在の財形貯蓄情報は、旧給与システムから新給与システムにすべて移行しますので、新給与システムでも旧給与システムと同様の内容で給与控除を行います。この移行にあたり、財形貯蓄加入者が行う手続はありません。

2 今後、財形貯蓄の異動がある場合

財形貯蓄の異動（解約等）がある場合は、現行どおり、「財形・控除預入等依頼書※」を契約先の金融機関を通して、福利課に提出してください。

※依頼書用紙は金融機関にあります。

3 退職・無給になる場合

退職や、休業等（育児休業、病気休職、配偶者同行休業、自己啓発休業、大学院修学休業等）で無給になる（県から給与が支給されなくなる）者は、契約先金融機関に連絡し、「解約」又は「中断」の手続を行う必要があります。

「解約」又は「中断」の手続がない場合、無給であっても財形貯蓄分の控除が行われてしまうため、控除不能が発生します。

控除不能を防ぐため、退職や無給になることが分かっている場合は、早めの手続をお願いします。

また、「中断」した後は、「復活」の手続をしない限り、給与の支給が再開しても、自動

的に財形貯蓄の給与控除が再開することはありません。

4 その他

後期募集（新規募集及び預入額変更）は令和4年10月下旬頃の予定です。

※前期募集は終了しました。

なお、契約内容（預入満了日等）については当課では把握しておりませんので、契約に関する問い合わせは、各自契約している金融機関へお願いします。

〈本件担当〉

教育庁福利課福利厚生班 渡邊

TEL.086-226-7603